

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(16時43分)

休憩中に10番 南雲君より「町長の専決処分事項に関する条例について」が提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上がありますので、成立します。

お諮りします。提出されました発議第4号を日程に追加し、追加日程第1「発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について」を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第4号を議題とすることに決定しました。お手元の議事日程の日程第17の前に追加をお願いいたします。

事務局より発議4号を配付させます。

( 発議書配付 )

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第1「発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。南雲まさ子君。

10番 南

雲 発議第4号。令和5年12月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。

提出者、松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員 北村和士、松田町議会議員 武尾哲治、松田町議会議員 吉田功、松田町議会議員 中津川定雄、松田町議会議員 秋田谷光彦、松田町議会議員 古谷星工人、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 井上栄一、松田町議会議員 飯田一、松田町議会議員 寺嶋正。

町長の専決処分事項に関する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町長が専決処分することについて議会の権限に属する軽易な事項を指定す

る必要があるため、本条例の制定を提案するものです。

次のページをおめくりください。町長の専決処分事項に関する条例。第1条、松田町議会の権限に属する事項中、次の事項については地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

1、法律上、町の義務に属する損害賠償において、交通事故等に関わるもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受け、同法に規定する当該保険金の最高限度額以内のものについて、その額を定めること。

2、前号に関わる和解に関すること。

3、前2号に掲げるもののほか、目的価額が100万円以下の和解に関すること及び100万円以下の損害賠償の額を定めること。

4、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、各項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に関わる規定を改正すること。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。